

## 神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について

介護保険法の規定に基づき、神奈川県が次の指定市町村事務受託法人について、法人の事業廃止届を受領し、新たな法人を指定した旨の通知がありましたのでご報告いたします。

### 1 指定市町村事務受託法人とは

指定市町村事務受託法人とは、保険者（市町村）から委託を受けて保険者事務の一部を実施する法人として都道府県が指定した法人のことで、市と同様に新規申請の認定調査を行うことが可能です。（下記表参照）

横須賀市内には「横須賀市社会福祉事業団」と「介護認定調査よこすか」の2事業所があります。

### 2 指定の内容

「介護認定調査よこすか」において、以下のとおり、有限会社たけふじより事業廃止の届出がされ、新たにアイ・ライフサポート合同会社が指定されました。

#### ①事業廃止

- |                       |                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1) 指定事務所名<br>事務所所在地   | 介護認定調査よこすか<br>横須賀市浦郷町三丁目 64 番地 A I ビル 2 階<br>電話番号・FAX 番号 046-897-9876 |
| 2) 申請者名<br>主たる事務所の所在地 | 有限会社たけふじ<br>横須賀市船越町一丁目 50 番地<br>代表取締役 武藤 修儀                           |
| 3) 廃止年月日              | 令和6年3月31日                                                             |
| 4) 廃止理由               | アイ・ライフサポート合同会社に事業譲渡したため                                               |

#### ②新規指定

- |                       |                                                   |
|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 1) 指定事務所名<br>事務所所在地   | 介護認定調査よこすか<br>①1)と同様                              |
| 2) 申請者名<br>主たる事務所の所在地 | アイ・ライフサポート合同会社<br>横須賀市追浜東町三丁目 71 番地<br>代表社員 飯田 成貴 |
| 3) 指定年月日              | 令和6年4月1日                                          |
| 4) 受託事務の種類            | 介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務<br>(要介護認定調査事務)           |
| 5) 居宅サービス等の提供の有無      | 無                                                 |
| 6) 活動エリア              | 横須賀市(主に北部)、横浜市金沢区、逗子市、葉山町                         |

#### 【認定調査実施区分】

調査の実施者	新規	更新	変更	調査員の資格
市町村	○	○	○	(特段の規定なし)
委託の受託者	×	○	○	介護支援専門員
指定市町村事務受託法人	○	○	○	介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (令和2年4月1日より)

※新規申請は、要支援から要介護への変更申請（介護申請）も含まれます。